

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年4月13日
【四半期会計期間】	第61期第3四半期（自平成22年12月1日至平成23年2月28日）
【会社名】	株式会社大光
【英訳名】	O O M I T S U C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金森 武
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
【電話番号】	(0584)89-7777(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼総務部長 秋山 大介
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
【電話番号】	(0584)89-7777(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼総務部長 秋山 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第3四半期 累計期間	第61期 第3四半期 累計期間	第60期 第3四半期 会計期間	第61期 第3四半期 会計期間	第60期
会計期間	自平成21年 6月1日 至平成22年 2月28日	自平成22年 6月1日 至平成23年 2月28日	自平成21年 12月1日 至平成22年 2月28日	自平成22年 12月1日 至平成23年 2月28日	自平成21年 6月1日 至平成22年 5月31日
売上高(千円)	26,748,385	28,897,359	9,300,165	9,929,620	36,485,201
経常利益(千円)	276,759	144,893	174,614	101,108	409,561
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(千円)	184,903	13,775	138,139	51,327	241,482
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	213,000	461,808	445,800
発行済株式総数(株)	-	-	4,620,000	5,930,400	5,820,000
純資産額(千円)	-	-	1,439,798	1,847,527	1,948,864
総資産額(千円)	-	-	13,712,899	14,563,543	14,473,710
1株当たり純資産額(円)	-	-	311.64	316.88	334.86
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 ()(円)	40.02	2.36	29.90	8.80	49.32
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-	8.79	48.39
1株当たり配当額(円)	-	5	-	-	10
自己資本比率(%)	-	-	10.5	12.7	13.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	81,126	372,918	-	-	453,795
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	736,195	531,375	-	-	1,012,178
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	766,953	339,319	-	-	690,691
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	478,563	842,029	661,256
従業員数(人)	-	-	455	464	467

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、第3四半期連結累計(会計)期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第60期第3四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

第61期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(人)	464	(359)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイト)は、()内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当第3四半期会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	前年同四半期比(%)
外商事業(千円)	5,168,140	-
アミカ事業(千円)	2,685,485	-
合計(千円)	7,853,625	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	前年同四半期比(%)
外商事業(千円)	5,985,837	-
東海地区(岐阜県、愛知県)	3,487,789	-
その他(神奈川県、静岡県、滋賀県、大阪府)	2,498,047	-
アミカ事業(千円)	3,943,783	-
東海地区(岐阜県、愛知県、三重県)	3,390,871	-
その他(静岡県、滋賀県)	552,912	-
合計(千円)	9,929,620	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、新興国の経済成長等を背景に、輸出・生産に緩やかな回復基調がみられるものの、雇用・所得環境は低迷し、国外の政情不安による原油価格上昇の影響が懸念される等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましても、消費者の節約志向から外食利用が手控えられ、また、その低価格志向も一層強まる傾向にあるなか、当社の販売先である外食産業は全体的に低迷が続き、当社の販売拡大にとって大変厳しい経営環境が継続しております。

このような環境のなか、当社は、大手外食チェーン・ホテル等を販売先とする「外商事業」及びキャッシュアンドキャリー形式による小規模外食業者・一般消費者を販売先とする「アミカ事業」を2つの販売チャネルとして、両事業の相乗効果を高めつつ、積極的に事業を推進してまいりました。

また、一方において、安全・安心・高品質を基本方針とし、製造委託先工場への当社スタッフの派遣等による品質管理の徹底により、引き続き自社ブランドの強化に努めるとともに、業務用食品販売事業者の共同オリジナルブランド（ジェフダ）の売上比率を向上させて収益増加に努めてまいりました。さらに、食に関するプロを育成することにより、一層強固な営業体制の確立に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期会計期間の売上高は99億29百万円（前年同期比6.8%増）となりました。アミカ事業において、店舗の新規出店による経費の増加等により、営業利益は1億6百万円（前年同期比42.9%減）、経常利益は1億1百万円（前年同期比42.1%減）、四半期純利益は51百万円（前年同期比62.8%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（外商事業）

重点取引先との取組強化と、関東地区を中心とした新規取引先の獲得に努めるとともに、教育研修の強化、セールスのスキルアップと提案型営業を進めてまいりました。

この結果、外商事業の売上高は59億85百万円となり、営業損失は35百万円となりました。

（アミカ事業）

平成22年12月に大垣北店（岐阜県大垣市）を新規出店し、東海地区を中心としたドミナント化を進め、特売等の販売拡大にも努めてまいりました。南草津店（滋賀県草津市）につきましては、業績の回復が見込めないことから、平成23年1月に閉店いたしました。

この結果、アミカ事業の売上高は39億43百万円となり、営業利益は3億21百万円となりました。

なお、当第3四半期会計期間末の店舗数は、愛知県・岐阜県を中心として34店舗であります。

(2)財政状態の状況

当第3四半期会計期間末の資産につきましては、前事業年度末と比較して現金及び預金が1億81百万円増加しましたが、受取手形及び売掛金が1億54百万円減少し、商品が92百万円減少したこと等により、流動資産は全体で1億20百万円減少しました。一方固定資産は、アミカ店の開店により建設仮勘定が2億68百万円減少しましたが、建物が4億62百万円増加したこと等により、全体で2億9百万円増加しました。その結果、資産総額は、前事業年度末と比較して89百万円増加し、145億63百万円となりました。

負債につきましては、前事業年度末と比較して買掛金が2億46百万円減少しましたが、短期借入金が4億80百万円増加したこと等により、流動負債が全体で2億90百万円増加しました。一方固定負債は、資産除去債務が2億21百万円増加しましたが、社債が1億円減少し、長期借入金が2億52百万円減少したこと等により、全体で99百万円減少しました。その結果、負債総額は、前事業年度末と比較して1億91百万円増加し、127億16百万円となりました。

純資産につきましては、前事業年度末と比較して配当金の支払や四半期純損失の計上により利益剰余金が1億1百万円減少したこと等により、18億47百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1億6百万円の支出となり、前年同期の3億11百万円の支出に比べて2億4百万円の増加となりました。これは、税引前四半期純利益が前年同期に比べて1億40百万円減少したものの、売上債権の増減額で前年同期に比べて1億85百万円増加し、たな卸資産の増減額が前年同期に比べて1億30百万円増加したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは1億16百万円の支出となり、前年同期の1億43百万円の支出に比べて27百万円の増加となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が前年同期に比べて2億円増加し、投資有価証券の取得による支出が前年同期に比べて1億30百万円増加したものの、投資有価証券の償還による収入が当第3四半期会計期間において3億円発生したこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは2億12百万円の支出となり、前年同期の3億9百万円の収入に比べて5億21百万円の減少となりました。これは、短期借入金の純増減額が前年同期に比べて4億円減少し、長期借入金の返済による支出が前年同期に比べて1億円増加したこと等によるものであります。

これらに為替換算差額を合わせた結果、現金及び現金同等物は第2四半期会計期間末に比べ4億34百万円減少し、8億42百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月	完成後の増加能力
アミカ大垣北店 (岐阜県大垣市)	アミカ事業	店舗設備新設	63,374	平成22年12月	売場面積 707m ²
小牧支店 (愛知県小牧市)	外商事業	倉庫設備増築	77,490	平成22年12月	敷地面積 712m ²

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,360,000
計	15,360,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成23年4月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,930,400	5,930,400	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	発行済株式は全て完全議決権株式かつ、権利内容に限定のない株式であります。単元株式数は100株であります。
計	5,930,400	5,930,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成19年11月26日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	9,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	289(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は認められない。 新株予約権の割当てを受けた者(以下新株予約権者)は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者、名誉会長の地位にあることを要するものとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職または会社都合によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が行使期間到来前に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 ただし、における「新株予約権割当契約」に定める場合はこの限りでない。 その他の新株予約権行使の条件は、新株予約権発行にかかる株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

2. 新株予約権発行後に当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行う。また、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

3. 新株予約権発行後に当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、行使価額の調整を行う。また、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

第2回新株予約権 平成19年11月26日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	289(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使は認められない。 新株予約権の割当てを受けた者(以下新株予約権者)は、 権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監 査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要するものと する。</p> <p>ただし、任期満了による退任、定年退職または会社都合に よりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取 締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が行使期間到来前に死亡した場合、新株予 約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 ただし、における「新株予約権割当契約」に定める場合 にはこの限りでない。</p> <p>その他の新株予約権行使の条件は、新株予約権発行にか かる株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約 権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めると ころによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会 の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。

2. 新株予約権発行後に当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数の調整を

行う。また、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の
端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき
は、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

3. 新株予約権発行後に当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、行使価額の調整を行う。また、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権の定めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年12月1日～ 平成23年2月28日	-	5,930,400	-	461,808	-	365,697

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,830,100	58,301	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	5,930,400	-	-
総株主の議決権	-	58,301	-

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社大光	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地	100,000	-	100,000	1.68
計	-	100,000	-	100,000	1.68

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
最高(円)	360	365	359	347	350	359	350	348	349
最低(円)	336	332	339	328	333	335	332	336	336

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	総務部長	大場 桂司	平成22年12月31日

(2) 役員の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	管理本部長兼総務部長	常務取締役	管理本部長	秋山 大介	平成23年1月1日

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,277,029	1,095,406
受取手形及び売掛金	3,013,800	3,168,403
有価証券	-	850
商品	1,671,035	1,763,151
貯蔵品	4,407	6,076
その他	519,613	590,813
貸倒引当金	32,529	51,210
流動資産合計	6,453,358	6,573,491
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	3,983,333	3,521,003
その他(純額)	1,507,518	1,645,418
有形固定資産合計	5,490,852	5,166,421
無形固定資産	34,289	31,225
投資その他の資産		
投資有価証券	1,293,626	1,482,898
その他	1,358,253	1,278,080
貸倒引当金	66,837	58,407
投資その他の資産合計	2,585,042	2,702,571
固定資産合計	8,110,184	7,900,218
資産合計	14,563,543	14,473,710
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,366,827	3,613,323
短期借入金	3,200,000	2,720,000
1年内返済予定の長期借入金	1,536,468	1,336,152
1年内償還予定の社債	100,000	-
未払法人税等	-	108,525
賞与引当金	72,884	136,668
ポイント引当金	20,693	20,602
その他	549,205	619,951
流動負債合計	8,846,078	8,555,222
固定負債		
社債	-	100,000
長期借入金	3,278,273	3,530,782
退職給付引当金	156,377	140,479
役員退職慰労引当金	192,525	179,231
資産除去債務	221,746	-
その他	21,015	19,129
固定負債合計	3,869,937	3,969,623
負債合計	12,716,015	12,524,845

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	461,808	445,800
資本剰余金	365,697	349,800
利益剰余金	992,605	1,093,732
自己株式	33,901	-
株主資本合計	1,786,209	1,889,332
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61,317	59,531
評価・換算差額等合計	61,317	59,531
純資産合計	1,847,527	1,948,864
負債純資産合計	14,563,543	14,473,710

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
売上高	26,748,385	28,897,359
売上原価	21,302,673	23,143,409
売上総利益	5,445,712	5,753,949
販売費及び一般管理費	₁ 5,166,865	₁ 5,599,213
営業利益	278,847	154,736
営業外収益		
受取利息	11,261	10,862
受取配当金	7,362	8,091
受取賃貸料	16,840	17,425
デリバティブ評価益	13,873	-
その他	14,144	19,705
営業外収益合計	63,482	56,085
営業外費用		
支払利息	43,639	42,013
賃貸費用	14,468	14,468
その他	7,462	9,446
営業外費用合計	65,569	65,928
経常利益	276,759	144,893
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10,970	9,399
投資有価証券売却益	-	2,480
保険解約返戻金	61,392	65,552
特別利益合計	72,362	77,432
特別損失		
前期損益修正損	₂ 5,012	-
固定資産除売却損	11,816	13,398
減損損失	-	134,385
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	59,533
特別損失合計	16,829	207,318
税引前四半期純利益	332,293	15,007
法人税、住民税及び事業税	51,803	61,478
法人税等調整額	95,586	32,695
法人税等合計	147,389	28,782
四半期純利益又は四半期純損失()	184,903	13,775

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	9,300,165	9,929,620
売上原価	7,415,094	7,966,081
売上総利益	1,885,071	1,963,539
販売費及び一般管理費	1,698,040	1,856,721
営業利益	187,030	106,818
営業外収益		
受取利息	3,825	3,251
受取配当金	1,979	1,763
受取賃貸料	5,617	5,942
デリバティブ評価益	2,628	-
その他	5,006	4,752
営業外収益合計	13,800	15,709
営業外費用		
支払利息	14,800	13,664
賃貸費用	4,822	4,822
株式交付費	5,868	-
その他	724	2,932
営業外費用合計	26,216	21,419
経常利益	174,614	101,108
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,291	-
投資有価証券売却益	-	2,480
保険解約返戻金	61,392	-
特別利益合計	63,683	2,480
特別損失		
固定資産除売却損	-	6,024
特別損失合計	-	6,024
税引前四半期純利益	238,297	97,565
法人税、住民税及び事業税	47,926	16,345
法人税等調整額	52,231	29,892
法人税等合計	100,158	46,237
四半期純利益	138,139	51,327

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	332,293	15,007
減価償却費	347,006	401,146
減損損失	-	134,385
貸倒引当金の増減額(は減少)	54,629	10,250
賞与引当金の増減額(は減少)	123,702	63,783
ポイント引当金の増減額(は減少)	3,993	90
退職給付引当金の増減額(は減少)	13,624	15,897
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	15,985	13,293
受取利息及び受取配当金	18,624	18,954
支払利息	43,639	42,013
デリバティブ評価損益(は益)	13,873	-
固定資産除売却損益(は益)	11,816	13,398
投資有価証券売却損益(は益)	-	2,480
保険返戻金	61,392	65,552
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	59,533
売上債権の増減額(は増加)	22,286	154,602
たな卸資産の増減額(は増加)	203,126	93,784
未収入金の増減額(は増加)	27,779	52,424
仕入債務の増減額(は減少)	267,154	246,495
未払金の増減額(は減少)	38,770	75,335
その他の流動資産の増減額(は増加)	63,450	27,037
未払消費税等の増減額(は減少)	-	73,984
その他	129,572	74,616
小計	58,700	486,321
利息及び配当金の受取額	12,716	13,929
利息の支払額	43,333	41,473
保険金の受取額	61,392	92,103
法人税等の支払額	170,602	177,962
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,126	372,918
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	454,278	645,896
無形固定資産の取得による支出	4,736	11,268
投資有価証券の取得による支出	151,647	136,930
投資有価証券の売却による収入	-	31,940
投資有価証券の償還による収入	-	300,000
建設協力金の支払による支出	80,000	30,000
敷金及び保証金の差入による支出	36,152	27,904
その他	9,380	11,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	736,195	531,375

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	650,000	480,000
長期借入れによる収入	1,000,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	853,228	1,052,193
リース債務の返済による支出	849	859
株式の発行による支出	5,868	31,585
自己株式の取得による支出	-	33,901
配当金の支払額	23,100	85,312
財務活動によるキャッシュ・フロー	766,953	339,319
現金及び現金同等物に係る換算差額	44	89
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	50,412	180,773
現金及び現金同等物の期首残高	528,975	661,256
現金及び現金同等物の四半期末残高	478,563	842,029

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ7,502千円減少し、税引前四半期純利益は67,036千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は205,740千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)		前事業年度末 (平成22年5月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額		有形固定資産の減価償却累計額	
建物	1,946,183千円	建物	1,729,313千円
その他	1,390,076	その他	1,210,019
合計	3,336,259	合計	2,939,332

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	1,600,787千円	給料手当	1,663,189千円
賞与引当金繰入額	68,299	賞与引当金繰入額	72,884
退職給付費用	20,616	退職給付費用	21,071
役員退職慰労引当金繰入額	15,985	役員退職慰労引当金繰入額	16,983
ポイント引当金繰入額	19,073	ポイント引当金繰入額	20,693
2 前期損益修正損の内容			
過年度水道光熱費	5,012千円		

前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	524,009千円	給料手当	560,156千円
賞与引当金繰入額	68,299	賞与引当金繰入額	72,884
退職給付費用	6,872	退職給付費用	7,023
役員退職慰労引当金繰入額	5,174	役員退職慰労引当金繰入額	5,465
ポイント引当金繰入額	19,073	貸倒引当金繰入額	250
		ポイント引当金繰入額	20,693

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在)
現金及び預金勘定 912,780千円	現金及び預金勘定 1,277,029千円
預入期間が3か月を超える 435,000	預入期間が3か月を超える 435,000
定期預金	定期預金
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券) 782	現金及び現金同等物 842,029
現金及び現金同等物 478,563	

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,930,400株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 100,004株

3. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年8月25日 定時株 主総会	普通株式	58,200	10	平成22年5月31日	平成22年8月26日	利益剰余金
平成22年12月29日 取締役 役会	普通株式	29,151	5	平成22年11月30日	平成23年2月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、大手外食チェーン、ホテル、レストラン及び事業所給食等の多様な外食産業等に対して、直接販売を中心とした卸売業を行う「外商事業」と小規模外食業者及び一般消費者に対して、現金で販売し商品をお客様自身に持ち帰っていただくキャッシュアンドキャリー形式による小売業を行う「アミカ事業」の2つの事業において、業務用食品等を販売しております。

したがって、当社は、販売形態により「外商事業」と「アミカ事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計算書 計上額(注)2
	外商事業	アミカ事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,605,194	11,292,164	28,897,359	-	28,897,359
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,138	35,821	37,959	37,959	-
計	17,607,332	11,327,985	28,935,318	37,959	28,897,359
セグメント利益又は損失()	87,700	816,430	728,729	573,993	154,736

当第3四半期会計期間(自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益計算書 計上額(注)2
	外商事業	アミカ事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,985,837	3,943,783	9,929,620	-	9,929,620
セグメント間の内部売上高又は振替高	342	11,126	11,468	11,468	-
計	5,986,179	3,954,909	9,941,089	11,468	9,929,620
セグメント利益又は損失()	35,812	321,088	285,276	178,457	106,818

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間	当第3四半期会計期間
本社経費等	573,993	178,457

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
1株当たり純資産額 316.88円	1株当たり純資産額 334.86円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,847,527	1,948,864
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	1,847,527	1,948,864
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(株)	5,830,396	5,820,000

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益 40.02円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失() 2.36円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	184,903	13,775
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	184,903	13,775
期中平均株式数(株)	4,620,000	5,839,262
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益 29.90円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 8.80円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 8.79円

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	138,139	51,327
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	138,139	51,327
期中平均株式数(株)	4,620,000	5,830,396
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	9,175
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
<p>当社は平成22年2月1日付で株式会社ジャスダック証券取引所(現 大阪証券取引所(JASDAQ市場))から上場承認を受け、平成22年3月9日に同取引所に上場いたしました。株式上場にあたり、平成22年2月1日及び平成22年2月16日開催の取締役会において、新株式発行及び募集の条件を決議し、平成22年3月8日に払込が完了いたしました。</p> <p>その結果、資本金は445,800千円、発行済株式総数は5,820,000株となっております。</p> <p>(1) 募集 : 一般募集(ブックビルディング方式による募集)</p> <p>(2) 発行する株式の種類及び数: 普通株式 1,200,000株</p> <p>(3) 発行価格 : 1株につき 420円</p> <p>(4) 引受価額 : 1株につき 388円</p> <p>(5) 発行価額の総額 : 408,000千円</p> <p>(6) 資本組入額 : 1株につき 194円</p> <p>(7) 資本組入額の総額 : 232,800千円</p> <p>(8) 増資資金の用途 : 設備投資資金に充当</p>	

2【その他】

平成22年12月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・29,151千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成23年2月9日

(注)平成22年11月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月12日

株式会社 大光
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中浜 明光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第60期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光の平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年2月1日及び平成22年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成22年3月8日を払込期日とする有償一般募集による新株発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月7日

株式会社 大光
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中浜 明光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第61期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光の平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。